

議案第 21 号

美唄市教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に
委任する規則及び美唄市教育委員会事務局組織に関する規則
及び美唄市教育委員会公印規則の一部改正の件

美唄市教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則
及び美唄市教育委員会事務局組織に関する規則及び美唄市教育委員会公印規
則の一部を次のように改正するものとする。

令和 8 年 3 月 27 日提出

美唄市教育委員会
教育長 石塚 信彦

美唄市教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に
委任する規則及び美唄市教育委員会事務局組織に関する規則
及び美唄市教育委員会公印規則の一部を改正する教育委員会
規則

(美唄市教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規
則の一部改正)

第 1 条 美唄市教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任
する規則(昭和 32 年教育委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 7 号中「及び青少年センター所長」を削る。

(美唄市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正)

第 2 条 美唄市教育委員会事務局組織に関する規則(平成 19 年教育委員会
規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中第 13 号を削り、第 14 号を第 13 号とする。

(美唄市教育委員会公印規則の一部改正)

第 3 条 美唄市教育委員会公印規則(昭和 34 年教育委員会規則第 3 号)の一
部を次のように改正する。

第 2 条別表第 1 中

「

公印の名称	形状及び書体	管守責任者	箇 数	使用区 分
美唄市青少年センター所長 之印	方 2.1 〃 〃	青少年センター 所長	1	〃

」

を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

美唄市教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則新旧対照表

新	旧
<p>本則</p> <p>(委任事務)</p> <p>第 1 条 教育委員会は次に掲げる事項を除きその権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 学校給食センター所長_____の任免を行うこと。</p> <p>(8)～(15) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(委任事務)</p> <p>第 1 条 教育委員会は次に掲げる事項を除きその権限に属する教育事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 学校給食センター所長及び青少年センター所長の任免を行うこと。</p> <p>(8)～(15) (略)</p>

美唄市教育委員会事務局組織に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>本則 (所掌事務) 第 5 条 (略) 2~4 (略) 5 生涯学習課生涯学習係 (1)~(12) (略) (削る) <u>(13)</u> (略) 6 (略)</p>	<p>本則 (所掌事務) 第 5 条 (略) 2~4 (略) 5 生涯学習課生涯学習係 (1)~(12) (略) <u>(13) 青少年センターに関すること。</u> <u>(14)</u> (略) 6 (略)</p>

美唄市教育委員会公印規則新旧対照表

新					旧				
別表第 1(第 2 条関係)					別表第 1(第 2 条関係)				
公印の名称	形状及び書体	管守責任者	筒数	使用区分	公印の名称	形状及び書体	管守責任者	筒数	使用区分
					美唄市青少年センター所長之印	方 2.1 "	青少年センター所長	1	"

美唄市教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則

(昭和 32 年 5 月 24 日教育委員会規則第 3 号)

改正	昭和 41 年 10 月 15 日教育委員会規則第 2 号	昭和 49 年 4 月 1 日教育委員会規則第 4 号	昭和 56 年 2 月 27 日教育委員会規則第 3 号
	昭和 56 年 8 月 8 日教育委員会規則第 7 号	昭和 57 年 3 月 16 日教育委員会規則第 7 号	昭和 58 年 4 月 1 日教育委員会規則第 8 号
	昭和 62 年 3 月 30 日教育委員会規則第 5 号	昭和 62 年 12 月 25 日教育委員会規則第 10 号	昭和 63 年 3 月 29 日教育委員会規則第 5 号
	平成元年 3 月 31 日教育委員会規則第 8 号	平成元年 3 月 31 日教育委員会規則第 9 号	平成 2 年 3 月 31 日教育委員会規則第 2 号
	平成 5 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号	平成 6 年 4 月 1 日教育委員会規則第 5 号	平成 7 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号
	平成 8 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号	平成 9 年 4 月 1 日教育委員会規則第 4 号	平成 10 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号
	平成 11 年 3 月 31 日教育委員会規則第 3 号	平成 13 年 3 月 30 日教育委員会規則第 5 号	平成 14 年 3 月 29 日教育委員会規則第 8 号
	平成 20 年 3 月 28 日教育委員会規則第 1 号	平成 20 年 3 月 28 日教育委員会規則第 2 号	平成 20 年 10 月 24 日教育委員会規則第 5 号
	平成 21 年 3 月 27 日教育委員会規則第 12 号	平成 22 年 3 月 26 日教育委員会規則第 5 号	平成 23 年 3 月 29 日教育委員会規則第 2 号
	平成 23 年 12 月 27 日教育委員会規則第 7 号	平成 27 年 3 月 23 日教育委員会規則第 5 号	平成 27 年 3 月 26 日教育委員会規則第 9 号
	平成 27 年 5 月 26 日教育委員会規則第 10 号	平成 28 年 3 月 25 日教育委員会規則第 5 号	平成 30 年 3 月 28 日教育委員会規則第 7 号
	令和 2 年 3 月 23 日教育委員会規則第 4 号	令和 6 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号	令和 7 年 4 月 1 日教育委員会規則第 4 号
	--年--月--日教育委員会規則第--号		

(委任事務)

第 1 条 教育委員会は次に掲げる事項を除きその権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 市教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校及び教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 500 万円を超える教育財産の取得及び処分を決定すること。

- (4) 道費負担教職員たる校長の任免その他進退について内申すること。
 - (5) 人事の一般方針を定め及び懲戒を行うこと。
 - (6) 教育部長、課長、指導室長、指導主事、課長補佐、主幹及び次長の任免を行うこと。
 - (7) 学校給食センター所長の任免を行うこと。
 - (8) 学校及び教育機関の敷地を選定すること。
 - (9) 1件2,000万円以上の工事の計画及び執行を決定すること。
 - (10) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
 - (11) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。
 - (12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。
 - (13) 社会教育委員、文化財保護委員会委員、スポーツ推進委員、学校給食運営委員会委員、公民館運営審議会委員及びいじめ問題審議会委員を委嘱すること。
 - (14) 教科用図書の採択を決定すること。
 - (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又は変更すること。
- (臨時代理)

第2条 教育長は、緊急やむを得ないときは、前条各号に掲げる事項について臨時に代理することができる。この場合においては、次の教育委員会の会議に報告し、その承認を得なければならない。

(重要又は異例事項の報告)

第3条 教育長は、第1条の規定にかかわらず、重要又は異例と認められる事項については、次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 従前の美唄市教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則(昭和27年11月5日規則第5号)は廃止する。

附 則(昭和41年10月15日教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日教育委員会規則第4号)

この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 2 月 27 日教育委員会規則第 3 号)

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 8 月 8 日教育委員会規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年 3 月 16 日教育委員会規則第 7 号)

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 4 月 1 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 3 月 30 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 12 月 25 日教育委員会規則第 10 号)

この規則は、昭和 63 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 63 年 3 月 29 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 31 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 31 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 3 月 31 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 4 月 1 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 4 月 1 日教育委員会規則第 4 号)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 31 日教育委員会規則第 3 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 30 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日教育委員会規則第 8 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日教育委員会規則第 1 号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 24 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日教育委員会規則第 12 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 29 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 27 日教育委員会規則第 7 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日教育委員会規則第 5 号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に在職する教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。)については、改正法附則第 2 条第 1 項の規定により引き続き教育長として在職する間は、この規則による改正後の美唄市教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則、美唄市教育委員会公印規則、美唄市教育委員会会議規則、美唄市教育委員会傍聴規則の規定又は美唄市教育委員会教育長の職務代行者を指定する規則の廃止にかかわらず、この規則の施行後においても、適用しない。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日教育委員会規則第 9 号)
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 26 日教育委員会規則第 10 号)
この規則は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日教育委員会規則第 5 号)
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 28 日教育委員会規則第 7 号)
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 23 日教育委員会規則第 4 号)
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号)
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 4 月 1 日教育委員会規則第 4 号)
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(---年--月--日教育委員会規則第--号)
この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

美唄市教育委員会事務局組織に関する規則

(平成 19 年 3 月 29 日教育委員会規則第 5 号)

改正	平成 20 年 3 月 28 日教育委員会規則第 2 号	平成 21 年 3 月 27 日教育委員会規則第 10 号
	平成 22 年 3 月 26 日教育委員会規則第 4 号	平成 23 年 3 月 29 日教育委員会規則第 4 号
	平成 23 年 12 月 27 日教育委員会規則第 7 号	平成 24 年 3 月 27 日教育委員会規則第 2 号
	平成 25 年 3 月 26 日教育委員会規則第 2 号	平成 27 年 3 月 23 日教育委員会規則第 5 号
	平成 27 年 3 月 26 日教育委員会規則第 9 号	平成 28 年 3 月 25 日教育委員会規則第 6 号
	平成 29 年 4 月 1 日教育委員会規則第 5 号	平成 30 年 3 月 28 日教育委員会規則第 8 号
	平成 31 年 3 月 28 日教育委員会規則第 7 号	令和 2 年 3 月 23 日教育委員会規則第 4 号
	令和 2 年 3 月 27 日教育委員会規則第 6 号	令和 3 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号
	令和 4 年 4 月 1 日教育委員会規則第 4 号	令和 5 年 4 月 1 日教育委員会規則第 4 号
	令和 6 年 4 月 1 日教育委員会規則第 3 号	令和 7 年 4 月 1 日教育委員会規則第 5 号
	--年--月--日教育委員会規則第--号	

美唄市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和 27 年 11 月 5 日規則第 6 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 17 条第 2 項の規定に基づき美唄市教育委員会の事務局の組織について必要な事項を定めるものとする。

(内部組織)

第 2 条 事務局にその所掌事務を遂行させるため、部、課、室及び係を置く。

2 教育部

- (1) 学務課 学校教育係
- (2) 指導室
- (3) 生涯学習課 生涯学習係 スポーツ振興係

3 次に掲げる施設は、生涯学習課の所属とし、組織及び事務分掌は別に定める。

- (1) 児童館
- (2) 南美唄コミュニティセンター
- (3) 郷土史料館

- (4) 放課後児童施設
- (5) 公民館
- (6) 図書館
- (7) 市民会館
- (8) 安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄
- (9) 野球場
- (10) 陸上競技場
- (11) 体育センター
- (12) サン・スポーツランド美唄
- (13) 総合体育館
- (14) 弓道場
- (15) 温水プール

(職員の配置)

第3条 事務局に、次に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 教育部長、課長、課長補佐、主幹、係長、主任、主事
- (2) 指導室長、次長
- (3) 指導主事
- (4) 社会教育主事
- (5) 公務補、調理員

(職員の職務)

第4条 教育部長は、教育長の命を受け事務局の所掌事務を掌り指導監督する。

2 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 課長補佐、主幹及び次長は、課長及び室長を補佐し、課及び室の事務を整理する。

4 係長は、上司の命を受けて所属職員に対して事務処理上の指導、助言を行うとともに担当事務を処理する。

5 主任は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。

6 職員は、上司の命を受けて担当の事務等に従事する。

(所掌事務)

第5条 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

2 学務課主幹(学校教育推進担当)

- (1) 幼稚園教育の振興に関すること。

- (2) 学校整備計画に関する事。
- (3) 学校運営協議会に関する事。
- (4) 高校教育の振興に関する事。
- (5) 奨学金に関する事。

3 学務課学校教育係

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 教育委員会教育長の秘書に関する事。
- (3) 規則、規程等の制定又は改廃に関する事。
- (4) 公告式及び令達に関する事。
- (5) 公印の管守に関する事。
- (6) 文書の収受及び発送に関する事。
- (7) 事務局職員、学校職員(教職員を除く。)任免服務、給与及びその他人事に関する事。
- (8) 職員団体に関する事。
- (9) 教育委員会所管に係る予算及び決算の総括に関する事。
- (10) 教職員の任免服務、給与その他人事に関する事。
- (11) 教職員の共済及び福利厚生に関する事。
- (12) 教職員の保健衛生に関する事。
- (13) 教職員の研修に関する事。
- (14) 空知教育センター組合に関する事。
- (15) 教職員団体に関する事。
- (16) 学級編制に関する事。
- (17) 幼稚園の助成等に関する事。
- (18) 教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。
- (19) 学校の予算並びに事務管理に関する事。
- (20) 教科用図書及び教材に関する事。
- (21) 学校保健に関する事。
- (22) 学令児童生徒の就学事務に関する事。
- (23) 就学援助に関する事。
- (24) 学校災害共済給付に関する事。
- (25) 学校の施設設備の整備に関する事。
- (26) 学校の設置並びに廃止に関する事。
- (27) 児童生徒の通学に関する事。

- (28) スクールバスに関する事。
- (29) 小学校農業体験学習に関する事。
- (30) 教職員住宅に関する事。
- (31) その他学校教育に関する事。
- (32) 他課に属しない事務の処理に関する事。

4 指導室

- (1) 学校教育の企画立案推進の指導助言に関する事。
- (2) 教科用図書の選定及び採択に関する事。
- (3) 教育課程編成その他学校の基準並びに教育内容及びその取扱いに関する事。
- (4) 教職員の研修及び研究についての指導助言に関する事。
- (5) 現職教育の企画及び指導助言に関する事。
- (6) 学力調査等の指導助言に関する事。
- (7) 就学についての指導助言に関する事。
- (8) 美唄市特別支援教育連携協議会に関する事。
- (9) 言語治療教室に関する事。
- (10) 幼児教育の指導助言に関する事。
- (11) その他学校教育向上に対する指導助言に関する事。

5 生涯学習課生涯学習係

- (1) 生涯学習に関する事。
- (2) 社会教育振興の企画立案に関する事。
- (3) 社会教育委員会議に関する事。
- (4) 社会教育資料の収集及び刊行配布に関する事。
- (5) 文化財保護委員会に関する事。
- (6) 文化財の保護に関する事。
- (7) 社会教育団体の育成指導に関する事。
- (8) 社会教育事業の実施に関する事。
- (9) その他社会教育に関する事。
- (10) 青少年の健全育成に関する事。
- (11) 青少年の福祉に関する事。
- (12) 青少年問題協議会に関する事。
- (13) 青少年関係団体に関する事。

6 生涯学習課スポーツ振興係

- (1) スポーツ振興の企画立案に関する事。
- (2) スポーツ施設の管理運営に関する事。
- (3) 学校施設開放事業に関する事。
- (4) スポーツ推進委員に関する事。
- (5) スポーツ及びレクリエーションの指導普及に関する事。
- (6) スポーツ少年団に関する事。
- (7) スポーツテスト及びスポーツ教室に関する事。
- (8) スポーツ関係資料の収集並びに刊行配布に関する事。
- (9) その他スポーツに関する事。

(職員の勤務条件及び服務)

第 6 条 職員の勤務条件及び服務について別に定めのないものについては、美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 5 年条例第 17 号)、美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成 6 年規則第 3 号)及び美唄市職員服務規程(平成 6 年訓令第 3 号)の例による。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日教育委員会規則第 10 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日教育委員会規則第 4 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 29 日教育委員会規則第 4 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 27 日教育委員会規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日教育委員会規則第 2 号)
この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日教育委員会規則第 5 号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日教育委員会規則第 9 号)
この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日教育委員会規則第 6 号)
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 4 月 1 日教育委員会規則第 5 号)
この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 28 日教育委員会規則第 8 号)
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日教育委員会規則第 7 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 23 日教育委員会規則第 4 号)
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 27 日教育委員会規則第 6 号)
この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号)
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日教育委員会規則第 4 号)
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日教育委員会規則第 4 号)
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 1 日教育委員会規則第 3 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 4 月 1 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(--年--月--日教育委員会規則第--号)

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

美唄市教育委員会公印規則

(昭和 34 年 4 月 1 日教育委員会規則第 3 号)

改正 昭和 44 年 10 月 4 日教育委員会規則第 10 号 昭和 46 年 11 月 10 日教育委員会規則第 1 号
昭和 54 年 3 月 31 日教育委員会規則第 7 号 昭和 56 年 2 月 27 日教育委員会規則第 2 号
昭和 58 年 4 月 1 日教育委員会規則第 10 号 平成元年 3 月 31 日教育委員会規則第 7 号
平成 2 年 7 月 16 日教育委員会規則第 4 号 平成 6 年 4 月 1 日教育委員会規則第 5 号
平成 7 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号 平成 8 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号
平成 18 年 3 月 29 日教育委員会規則第 7 号 平成 19 年 3 月 29 日教育委員会規則第 7 号
平成 20 年 3 月 28 日教育委員会規則第 1 号 平成 27 年 3 月 23 日教育委員会規則第 4 号
平成 27 年 3 月 23 日教育委員会規則第 5 号 平成 30 年 3 月 28 日教育委員会規則第 9 号
平成 31 年 3 月 28 日教育委員会規則第 5 号 令和 3 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号
--年--月--日教育委員会規則第--号

美唄市教育委員会規則(昭和 27 年規則第 2 号)の全部を次のように改正する。

第 1 条 美唄市教育委員会の公印は、別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

第 2 条 公印の名称、形状及び書体、管守責任者、箇数並びに使用区分は、別表第 1 のとおりとする。

第 3 条 教育長は、別表第 2 の公印台帳を備え、すべての公印を、これに登録しなければならない。

2 前項の公印台帳に登録されていない公印は、使用することができない。

第 4 条 公印を調整し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

2 公印を紛失し、又はき損したときは、管守責任者は、直ちに教育長に届出なければならない。

第 5 条 公印の廃棄は、前条第 1 項の承認を受けた後、管守責任者が、これを焼却するものとする。

第 6 条 公文書を多数印刷する場合で、管守責任者の承認を得たときは、公印の印影を当該文書と同時に印刷し押印にかえることができる。この場合において、印刷物の都合により、登録した公印の形状、寸法により難しいときは、これを縮小又は拡大して印刷することができる。

附 則

この規則は、昭和 34 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 44 年 10 月 4 日教育委員会規則第 10 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 44 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 46 年 11 月 10 日教育委員会規則第 1 号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年 3 月 31 日教育委員会規則第 7 号)

この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年 2 月 27 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年 4 月 1 日教育委員会規則第 10 号)

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 31 日教育委員会規則第 7 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 2 年 7 月 16 日教育委員会規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 4 月 1 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 29 日教育委員会規則第 7 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 29 日教育委員会規則第 7 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日教育委員会規則第 1 号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日教育委員会規則第 4 号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日教育委員会規則第 5 号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に在職する教育長(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号。以下「改正法」という。)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 16 条第 1 項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。)については、改正法附則第 2 条第 1 項の規定により引き続き教育長として在職する間は、この規則による改正後の美唄市教育委員会の職務権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則、美唄市教育委員会公印規則、美唄市教育委員会会議規則、美唄市教育委員会傍聴規則の規定又は美唄市教育委員会教育長の職務代行者を指定する規則の廃止にかかわらず、この規則の施行後においても、適用しない。

附 則(平成 30 年 3 月 28 日教育委員会規則第 9 号)
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日教育委員会規則第 5 号)
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日教育委員会規則第 2 号)
この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(--年--月--日教育委員会規則第--号)
この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

公印の名称	形状及び書体	管守責任者	箇 数	使用区分
美唄市教育委員会之印	方 4.4cm 篆書	学務課長	1	辞令賞状等
美唄市教育委員会之印	方 2.3 " "	"	1	公文書その他一般
美唄市教育委員会教育長之印	方 2 " "	"	1	"
美唄市教育委員会教育長職務代理者の印	方 2 " "	"	1	"
北海道美唄市立図書館之印	方 2.3 " "	生涯学習課長	1	"
北海道美唄市立図書館長之印	方 2 " "	"	1	"
北海道美唄市学校給食センター所長之印	方 2 " "	学校給食センター所長	1	"
北海道美唄市郷土史料館之印	方 2.3 " "	郷土史料館長	1	"
北海道美唄市郷土史料館長之印	方 2 " "	"	1	"
美唄市青少年問題協議会長之印	方 2.4 " "	生涯学習課長	1	"

別表第 2

公印台帳

公印の名称	使用区分	
管守責任者職氏名		
形状	長さ	
書体	印の種類	
印影		